

西いぶり広域連合公告第3号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び西いぶり広域連合契約に関する規則が例による室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年5月1日

西いぶり広域連合長 青山 剛



記

1. 入札に付する物件の購入内容

- (1) 件名 Horizon 用増設ディスク等 一式
- (2) 仕様等 仕様書指示のとおり
- (3) 納入期限 令和7年9月30日

2. 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす者。

- (1) 今年度において以下のいずれかの条件を満たす者
 - ア 室蘭市の物品の購入にかかる競争入札参加資格者名簿に「物品-事務用機器-OA 機器類」での登録がある者
 - イ 登別市の物品にかかる競争入札参加資格者名簿での登録がある者
 - ウ 伊達市の物品購入にかかる競争入札参加資格者名簿に「製造・卸小売-事務部門-情報機器」での登録がある者
 - エ 壮瞥町の物品購入にかかる競争入札参加資格者名簿での登録がある者
 - オ 洞爺湖町の物品購入にかかる競争入札参加資格者名簿での登録がある者
- (2) 北海道に本店又は支店、営業所若しくは出張所を有して営業している者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市・登別市・伊達市・壮瞥町・洞爺湖町の入札参加資格に係る規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと（更生手続又は再生手続開始決定後、室蘭市・登別市・伊達市・壮瞥町・洞爺湖町から再認定を受けている者を除く。）

3. 制限付一般競争入札参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書に、次の書類を添付して提出すること。

ア 制限付一般競争入札参加申請受理票

- (2) 提出期間 令和7年5月1日から令和7年5月19日まで

(ただし、土曜日・日曜日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

(3) 提出場所 西いぶり広域連合 共同電算室(室蘭市石川町 85 番地 1、電話 0143-50-2022)

(4) 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(5) 入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。

(6) 提出書類様式の入手方法

(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの西いぶり広域連合ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<http://www.union.nishi-iburi.lg.jp/>

(7) その他

ア 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料等は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

5. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時 令和7年5月20日 午後1時30分

(2) 入札執行場所 西いぶり広域連合 西いぶりデータセンター 2階会議室

(3) 入札方法

ア 入札書は持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

イ 制限付一般競争入札参加申請受理票(広域連合受付印押印済)又はその写しを入札開始前に提出すること。

ウ 入札回数は、2回までとする。ただし、第1回目の入札においての入札辞退者、入札遅参者及び無効の入札をした者は、第2回目の入札に参加できない。

エ 入札金額は、総額で記載すること。

6. 入札心得等

(1) 代理人が入札する場合には、委任状を提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れて提出すること。

(3) 次に該当する入札は、無効とする。

ア 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札

イ 記名押印のない入札書

ウ 金額を訂正した入札書

エ 入札者(代理人)が同一件名に2つ以上の入札をしたとき

オ 記載事項が不明確な入札書

カ 入札に関し不正、不穩当の行為があった者のした入札

キ その他、入札に関する条件に違反した場合

(4) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する

額を加算した金額（1円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の中止等

ア 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。

イ 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。